

【家庭科、技術・家庭科】

1 家庭科、技術・家庭科における課題

【家庭科、技術・家庭科家庭分野】

- 家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題がある。

【技術・家庭科技術分野】

- 社会、環境及び経済といった複数の側面から技術を評価し具体的な活用方法を考え出す力や、目的や条件に応じて設計したり、効率的な情報処理の手順を工夫したりする力の育成について課題がある。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）】

2 家庭科、技術・家庭科教育に求められるもの

【家庭科、技術・家庭科家庭分野】

- 家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応すること。

【技術・家庭科技術分野】

- 技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができるよう、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用すること。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）】

3 学習指導要領の主な改善点について

小学校

- ・ 小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の三つの内容とされた。
- ・ 家族・家庭生活に関する内容の充実を図るために、幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関わりに関する内容が新設された。
- ・ 日本の生活文化に関する内容の充実を図るために、和食の基本となるだしの役割や季節に合わせた着方や住まい方などを扱うこととされた。
- ・ 自立した消費者の育成に関する内容の充実を図るために、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容が新設された。
- ・ 習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、「家族・家庭生活についての課題と実践」が新設され、実践的な活動を家庭や地域などで行うこととされた。

【小学校学習指導要領解説 家庭編 平成 29 年 7 月 文部科学省】

中学校

【技術分野】

- ・ 急速な発達を遂げている情報の技術に対応するために、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングを扱う。情報セキュリティ等についても充実が図られた。
- ・ 現代社会で活用されている多くの技術がシステム化されている実態に対応するために、第 3 学年では、他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱うこととされた。

【家庭分野】

- ・ 小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の三つの内容とされた。
- ・ 家族・家庭生活に関する内容の充実を図るために、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容が新設された。
- ・ 自立した消費者の育成に関する内容の充実を図るために、計画的な金銭管理、消費者被害への対応に関する内容が新設された。

【中学校学習指導要領解説 技術・家庭編 平成 29 年 7 月 文部科学省】

高等学校

- ・ 現行の 3 科目からの選択必修を改め、「家庭基礎」と「家庭総合」の 2 科目からの選択必修とされた。
- ・ 小・中・高等学校の系統性を踏まえ、「家庭基礎」、「家庭総合」ともに内容構成を「家族・家庭及び福祉」、「衣食住」、「消費生活・環境」に「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理された。
- ・ 和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実が図られた。
- ・ 多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫等、消費者教育、防災・安全教育の充実が図られた。
- ・ 高齢者の尊厳と介護についての理解（認知症含む）、生活支援に関する技能等、内容の充実が図られた。
- ・ 「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実することとされた。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編 平成 30 年 7 月 文部科学省】